第二十四条の二の表第三十六条第三項第六号の項の次に次のように加える。

第三十六条第三項第八号及び第九号	第四十七条の規定による指定の辞退	当該指定の辞退又は事業の廃止
当該事業の廃止		
当該届出	当該辞退又は届出	

第二十四条の二の表第三十六条第三項第十号の項を次のように改める。

第三十六条第三項第十号	第四十六条第二項	第四十七条の規定による指定の辞退
当該届出に係る	当該辞退若しくは届出に係る	
当該事業の廃止	当該指定の辞退又は事業の廃止	
当該届出の	当該辞退又は届出の	

第二十四条の四の表第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項の項読み替えられる字句の欄中「第十号」を「次の各号」に、「第二号から第十一号まで」を「第七号を除く。」に改め、同項読み替える字句の欄中「第十号」を「第一号から第六号まで又は第八号から第十三号まで」に改め、同表第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第六号の項から第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第十号の項までを次のように改める。

第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第六号	サービス事業所	障害者支援施設
の	指定障害福祉サービス事業者の	指定障害者支援施設の
当該指定障害福祉サービス事業者	当該指定障害者支援施設の設置者	
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第八号及び第九号	第四十六条第二項	第四十七条の規定による指定の辞退
当該事業の廃止	当該指定の辞退又は事業の廃止	
当該届出	当該辞退又は届出	
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第十号	第四十六条第二項	第四十七条の規定による指定の辞退
当該届出に係る	当該辞退若しくは届出に係る	
当該事業の廃止	当該指定の辞退又は事業の廃止	
当該届出の	当該辞退又は届出の	

第二十四条の四の表に次のように加える。

第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第十一号	指定の申請	指定の変更の申請

第二十四条の五及び第二十四条の六を削る。

第二十五条の見出し中「、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者」を「及び指定障害者支援施設」に改め、同条第一項の表第三十六条第三項第九号の項中「第三十六条第三項第十一号」に改め、同条第二項の表第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項の項読み替えられる字句の欄中「第十号」を「次の各号」に、「第二号から第十一号まで」を「第七号を除く。」に改め、同項読み替える字句の欄中「第十号」を「第一号から第六号まで又は第八号から第十三号まで」に改め、同表第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第六号の項から第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第十号の項までを次のように改める。

第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第六号	サービス事業所	障害者支援施設
の	指定障害福祉サービス事業者の	指定障害者支援施設の
当該指定障害福祉サービス事業者	当該指定障害者支援施設の設置者	
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第八号及び第九号	第四十六条第二項	第四十七条の規定による指定の辞退
当該事業の廃止	当該指定の辞退又は事業の廃止	
当該届出	当該辞退又は届出	
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第十号	第四十六条第二項	第四十七条の規定による指定の辞退
当該届出に係る	当該辞退若しくは届出に係る	
当該事業の廃止	当該指定の辞退又は事業の廃止	
当該届出の	当該辞退又は届出の	

第二十五条第二項の表に次のように加える。

第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第十一号	指定の申請	指定の更新の申請

第二十五条第三項を削る。

第二十五条の二の表第四十八条第一項の項を次のように改める。

第四十八条第一項	指定障害福祉サービス事業者であった者等	指定障害者支援施設等の設置者であった者等
指定障害福祉サービスの事業	指定障害者支援施設等の運営	

第二十五条の三を削る。

第二十六条第一項中「、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者」を「又は指定障害者支援施設」に改め、「及び第四項」を削る。

第二十六条の二の表第五十条第一項第一号の項中「第十号又は第十一号」を「第十二号又は第十三号」に、「第三十六条第三項第五号又は第十号」を「第三十六条第三項第四号、第五号、第十二号又は第十三号」に改め、同表第五十条第一項第八号から第十一号までの項中「第十一号まで」を「第十二号まで」に改める。